

## 国際日本文化研究センター事務組織規則

平成16(2004)年 4月 8日 制 定  
令和 3(2021)年12月10日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則（平成16年4月8日制定）第3条第6項及び第5条第9項、第6条第8項の規定に基づき国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の管理部、国際研究推進部及び情報管理施設に置かれる課に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(係)

第2条 課にその事務を分掌させるため係を置く。

(課長補佐)

第3条 課に課長補佐を置くことができ、事務職員をもって充てる。

2 課長補佐は、課長を助け、課長が不在等の場合は、課長の代理として課の事務を処理する。

(専門職員)

第4条 課に専門職員を置くことができ、事務職員又は技術職員をもって充てる。

2 専門職員は、課の所掌事務のうち専門的知識又は経験を必要とする特定分野の事務を処理する。

(係長)

第5条 係に係長を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。

2 係長は、係の事務を処理する。

(主任)

第6条 係に主任を置くことができ、事務職員又は技術職員をもって充てる。

2 主任は、係の事務に従事する。

(総務課の所掌事務)

第7条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) センターの所掌事務に関し、連絡調整すること。
- (2) 運営会議に関すること。
- (3) 連絡会議、執行調整会議に関すること。
- (4) 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (5) 諸規則の制定及び改廃等に関すること。
- (6) 公印の管守に関すること。
- (7) 人間文化研究機構本部事務局との連絡調整の総括に関すること。
- (8) 職員の就業、給与等人事に関すること。

- (9) 外国人研究員の雇用契約に関する事。
- (10) 職員の健康管理及び福利厚生に関する事。
- (11) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事。
- (12) 評価に関する事。
- (13) 情報公開に関する事。
- (14) インスティテューショナル・リサーチ室に関する事。
- (15) 広報に関する事。
- (16) ホームページの運用に関する事。
- (17) 総合情報発信室に関する事。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項に関する事。

(財務課の所掌事務)

第8条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算及び決算に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 財務に係る契約に関する事。
- (4) 会計の監査に関する事。
- (5) 資産の取得、管理及び処分に関する事（資料課の所掌に属することを除く。）。
- (6) 施設の整備及び維持管理に関する事。
- (7) 施設の工事にに関する事。
- (8) その他財務に関する事。

(研究協力課の所掌事務)

第9条 研究協力課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 共同研究に関する事。
- (2) 民間企業等との共同研究に関する事。
- (3) 科学研究費補助金等各種補助金に関する事。
- (4) 国際研究集会、シンポジウム及び講演会に関する事。
- (5) 海外における日本研究者及び日本研究機関に関する情報の収集並びに連絡調整に関する事。
- (6) 外国人研究員の受入れに関する事（総務課の所掌に属することを除く。）。
- (7) 国際研究企画室に関する事。
- (8) 総合研究大学院大学に関する事。
- (9) その他研究協力に関する事。

(資料課の所掌事務)

第10条 資料課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 文献、地図、映像・音響等の資料（以下「文献資料等」という。）の選択及び受入れに関する事。

- (2) データベースの構築に関する事。
- (3) データベースの維持管理に関する事。
- (4) 文献資料等の分類及び目録の作成に関する事。
- (5) 文献資料等の整理及び保管に関する事。
- (6) 文献資料等の閲覧及び貸付けに関する事。
- (7) 文献資料等の情報提供に関する事。
- (8) 図書館等との相互協力に関する事。
- (9) 機関リポジトリの運営に関する事。
- (10) その他文献資料等に関する事。

(情報課の所掌事務)

第11条 情報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 情報システムの開発及び整備に関する事。
- (2) 情報システムの管理及び運用に関する事。
- (3) 出版委員会に係る学術出版に関する事。
- (4) その他情報システムに関する事。

(課の事務分掌)

第12条 課の事務分の掌については、別に定める。

(その他事務の内部組織)

第13条 前条までに定めるもののほか、公的研究費等の不正使用防止を図る目的として、管理部に検収室を置く。

2 検収室の設置については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日より適用する。
- 2 国際日本文化研究センター事務組織規程(昭和62年5月21日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月21日から施行し、平成27年5月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元（2019）年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4（2022）年4月1日から施行する。